

新自由主義とはなにか——イデオロギー批判

牧野広義（哲学教科委員）

はじめに

- ・新型コロナウイルスの世界的感染拡大が示す現代資本主義の矛盾
保健・医療体制の削減による被害の拡大
- ・富と貧困の格差の拡大
- ・地球温暖化による「気候危機」→社会的弱者に被害が集中

↓

現代資本主義と「新自由主義」が問われる

（１）「自由主義」から「新自由主義」へ

1. 17-18 世紀の「自由主義」（リベラリズム）

- ・市民革命——イギリス名誉革命（1688 年）、アメリカ独立革命（1776 年）、フランス革命（1789 年）での「人権宣言」（自由・平等・所有権）
- ・自由——言論、信教、経済活動などの自由など
他人を害しないすべてをなしうる（フランス人権宣言）。
- ・平等——身分制の廃止、権利の平等、法のもとでの平等
- ・所有権——経済活動の基礎、
生産手段を所有する者が他人の労働を支配できる。
- ・財産をもつ男性（ブルジョアジー）の権利

2. 資本主義の発展と矛盾（19 世紀）

- ・資本の巨大な富の形成と、労働者の貧困、長時間労働、失業など
- ・労働者運動、女性の権利、普通選挙権獲得の運動、黒人奴隷の解放など
- ・社会主義運動（資本主義を批判し変革する運動）
「科学的社会主義」（マルクス・エンゲルス）の登場

3. 19-20 世紀初めの「社会的自由主義」「新しい自由主義」（ニュー・リベラリズム）

- ・資本主義のもとでの富の再分配による社会福祉、社会保障制度
- ・「自由」とともに「平等」、「友愛」の実現

4. 第一次世界大戦、第二次世界大戦期

- ・戦争への国家総動員体制
- ・ロシア革命による「社会主義」をめざす運動
ドイツ「ワイマール憲法」で生存権
アメリカ「ニューディール」による公共事業など

5. 第二次世界大戦後

- ・戦争の膨大な被害を経験して、「人間の尊厳」にもとづく人権
- ・自由権、社会権（労働権、教育権、生存権）、民族自決権の主張

- ・アメリカ等の「自由主義」、ヨーロッパ資本主義国の「福祉国家」と、ソ連・東欧、中国等の「社会主義」との対抗

6. 1990 年ソ連・東欧の政治・経済体制の崩壊と、資本主義のグローバル化
- ・「新自由主義」（ネオ・リベラリズム）の世界的な台頭

（２）新自由主義とはなにか

- ・大資本がグローバルに「自由」に活動するための政策
- ・大企業と富者への減税、企業活動の「規制緩和」、雇用の「自由化」（非正規雇用の増大）
- ・公共事業の民営化、「市場化」による営利の追求
- ・社会福祉、社会保障、公衆衛生、医療制度などの削減
- ・軍事大国化——大資本のグローバルな活動を推進するため
- ・監視社会化——国民への監視、「テロ対策」、外国人への監視

（３）新自由主義のイデオロギー

- ・個人の「自由」——他人に危害を加えない限り何をしてもよい。
- ・「自己決定」と「自己責任」
- ・人間をバラバラにして、「政府の責任」も「企業の社会的責任」を軽視。
「自助・共助・公助が私の社会像です」（菅首相）
- ・「効率化」・「生産性」——大企業の利潤追求に役立つもの。
- ・「弱肉強食」の競争、「勝ち組・負け組」の分断。
- ・弱者救済は、犯罪防止や、社会的混乱を防止するため。
弱者・敗者が反抗しないよう監視し抑圧する。
- ・「トリクルダウン」（富者や大企業がもうければ、富が貧者に滴り落ちる）というイデオロギー

（４）新自由主義の結果

- ・国際的・国内的な貧富の格差の増大
- ・日本では「過労死・過労自殺」、「強制された自発性」、「やりがい搾取」
日本の賃金は低下、大企業の内部留保・役員報酬・株主配当は増大
- ・「気候変動」・「パンデミック」・「大地震・津波」に対して脆弱な社会

（５）新自由主義イデオロギーへの批判

- ・人間は「社会的存在」である。
「人間の本質とは、その現実のすがたでは、社会的諸関係の総体である」
（マルクス）
- ・個人の自由は社会的協同によってこそ発揮できる。
- ・「ホモ・サピエンス」は協力しあう力によって生き残り、発達してきた。
（「ネアンデルタール人」は個体がより頑丈で大きく、脳もより大きかったが、厳しい自然環境のなかで滅んだ。）
- ・個人の「自己責任」ではなく、「政府の責任」、「企業の社会的責任（CSR）」

が問われなければならない。

- ・ヨーロッパ連合（EU）の「社会的市場経済」——社会による資本の規制
- ・アメリカの「現代リベラリズム」——正義（自由・平等・友愛）の実現
- ・科学的社会主義——資本主義（利潤追求第一主義）を乗り越える「未来社会」の探求

（6）日本国憲法は私たちの最大の武器

- ・「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（第 13 条）。
- ・「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（第 25 条）。
- ・「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力（struggle, 闘い）の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民（future generation, 未来の世代）に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（第 97 条）。